教育福祉委員会審査日程表

日時　令和４年３月３日（木）
　　午前１０時開議
場所　第３・４委員会室

第１　陳情第　４　号　新型コロナウィルスワクチン未接種者への差別防止を求めるための陳情書

第２　議案第１０号　令和４年度流山市介護保険特別会計予算

第３　議案第１１号　流山市民プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第４　陳情第　３　号　流山市保育士支援制度に関する陳情書

第５　所管事務の継続調査について

令和４年第１回定例会
教育福祉委員会
議案第１１号　資料

資料：東部市民プールの廃止とそれに伴う東小学校のプール開放及び
東部公民館駐車場の拡張について

１．背景

・東部市民プールは、市民の健全なる身体の増進と健康的な生活の向上を図る目的として、昭和５８(１９８３)年に建設、３８年経過
・長年にわたり市民の皆さまから親しまれてきた一方、年々利用者数が減少
（平成23年度：9,963→令和元年度：3,203人　▲6,760）
・令和３年度夏、ろ過機が故障し、開放中止
・代替として、東小学校のプールを開放、利用者からは高い評価
・一方、東部市民プールに隣接する東部公民館では、駐車場不足

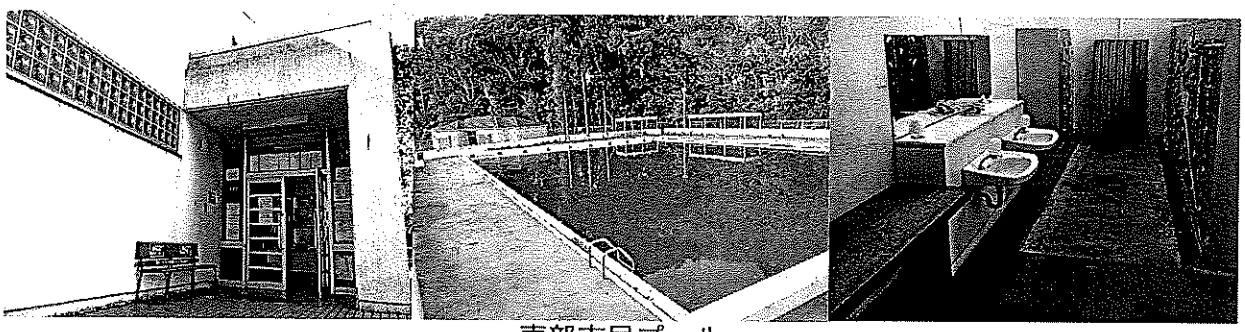

東部市民プール

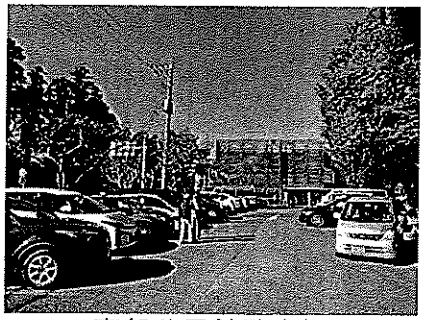

東部公民館駐車場

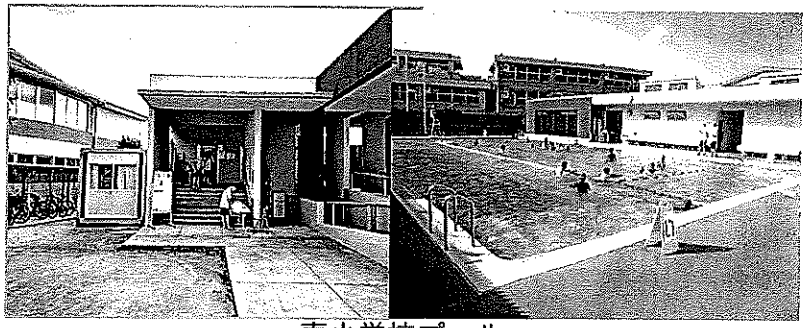

東小学校プール

2．施設の概要

項目	東部市民プール	東小学校プール
建設年	昭和58(1983)年７月	平成27(2015)年３月
住所	名都借756-3	名都借856
構造	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート
施設面積	敷地面積1,881.69㎡ 建築面積　290.53㎡	土地面積　867.9㎡ 建築面積　205.04㎡
利用期間	７月第１土曜日～９月第１日曜日	参考）令和３年度 ７月31日～８月31日
利用料金	一般　　150円 小・中学生　50円 65歳以上　　70円	参考）令和３年度 無料
プールの大きさ	25mプール　25m×17m 水深：1.1～1.3m 徒渉プール　11.8m×3.4m 水深：0.15～0.55m	25m×13m　水位は調整可能 高水位：0.9m～1.1m 低水位：0.7m～0.9m
コース割	８コース	６コース
更衣室・トイレ	更衣室・トイレ男女各１	更衣室・トイレ各男女１

※　徒渉プールは幼児用プールのこと。

3．アンケート結果

（１）東小学校プールの満足度（全体）

回答	件数	割合
5（満足）	198	86.8%
4　　↑	22	9.6%
3	6	2.6%
2　　↓	0	0.0%
1（不満）	2	0.9%

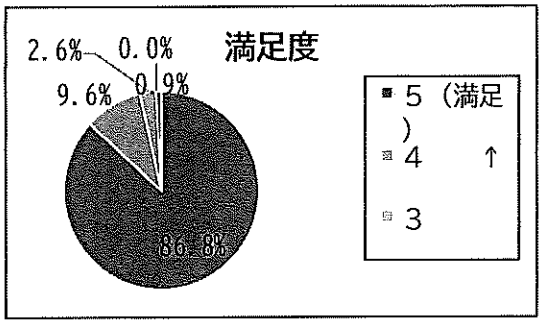

（２）今後も東小学校プールを利用したいか

回答	件数	割合
5(利用したい)	205	89.9%
4　　↑	13	5.7%
3	8	3.5%
2　　↓	0	0.0%
1（不満）	2	0.9%

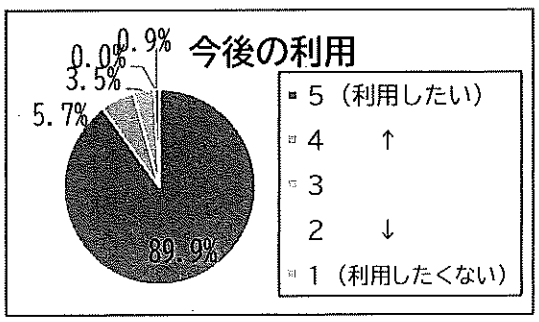

（３）東小学校プールの満足度（東部市民プールを利用したことのある方）

回答	件数	割合
5（満足）	132	90.4%
4　↑	9	6.2%
3	4	2.7%
2　↓	0	0.0%
1（不満）	1	0.7%

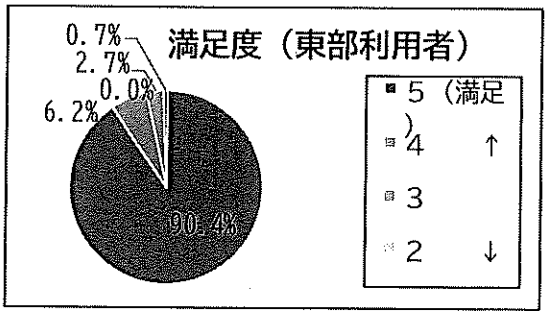

４．比較検討

案１）東部市民プールを廃止（代替無）し、跡地に東部公民館の駐車場を整備する。

案２）東部市民プールを存続させる。

案３）東部市民プールを廃止し、跡地に東部公民館の駐車場を整備し、プールは東小学校プールを開放する。

５．検討結果

案１については、コスト的には最も優れており、駐車場の整備により東部公民館利用者にはメリットがあるものの、東部地域からプールが無くなることから、子どもたちの夏の楽しみを奪う結果になる。

案２と案３の比較、将来的なコスト（ろ過機の更新：約1,850万円、プール槽・プールサイド塗装：約1,250万円）では案３の方が優れている。市民プールは有料だが、学校開放は無料になる。また、学校開放の場合、夏休み期間しか開放できないため、開放日数が少なくなることが見込まれるが、例年、夏休み前の利用者数は少ないことから、大きな影響は無いと考える。

今回の東小学校プール開放利用者アンケートの結果では満足度も高く、東小学校のプールでも代替可能といえる。

さらに、東部公民館の駐車場不足については、案２では解決できないことから、総合的な市民サービスの向上という観点から、案３が最も優れていると考える。

しかしながら、東部市民プールの解体・駐車場の整備費用（約６千万円）については、財源の確保が必要。

６．今後の方針

・東部市民プールは、廃止する。

・代替として、今後は、東小学校のプールを学校開放し、利用料は無料とする。

・廃止した東部市民プールの跡地は、不足している東部公民館の駐車場とし

て整備する。（新たに７０台程度増設）

さらに、財源の確保については、解体・駐車場の整備に併せて、東部公民館に未設置の防災備蓄倉庫を整備し防災機能の強化を図ることにより、交付税措置が得られる有利な財源を活用できることから、跡地に防災備蓄倉庫を整備する。

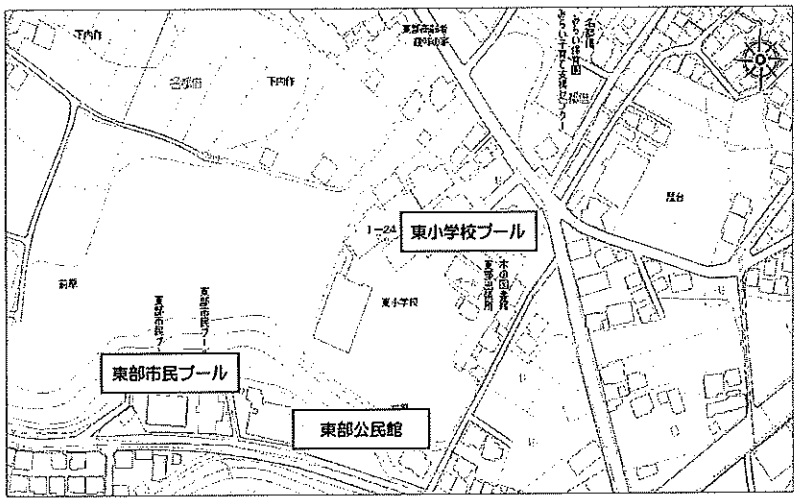

7．学校開放に当たって

東小学校のプール開放に当たっては、夏休み期間中に限らず、他の市民プールに合わせて、開放するよう努める。

幼児用のエリアの設置に当たっては、万全の安全対策を図るとともに、施設及び指導員の運用に関するマニュアルを作成するなど、細心の注意を払い運営する。

8．市民参加手続

・説明会　12月26日(日)　東部公民館
・生涯学習審議会　1月14日(金)　諮問
　　1月19日(水)　答申

令和４年１月１９日

流山市教育委員会　様

流山市生涯学習審議会
会長　土屋　薫

東部市民プールの廃止(案)とそれに伴う東小学校のプール開放及び東部公民館駐車場の拡張について（答申）

令和４年１月１４日付け流教ス第７０号で諮問のあった、東部市民プールの廃止（案）とそれに伴う東小学校のプール開放及び東部公民館駐車場の拡張について、流山市生涯学習審議会条例第２条の規定により、次のとおり答申します。

記

令和３年度、東部市民プールのろ過機が故障したことに伴い、代替として開放した東小学校のプールについては、開放期間中、利用者から好評を得ていることを確認しました。

また、東部市民プールに隣接する東部公民館については、駐車場が不足しており、利用者からも駐車場に対する苦情や要望が出されていることを確認しました。

今回の審議においては、東小学校のプールを夏期開放することで、老朽化した東部市民プールは廃止し、その跡地を東部公民館の駐車場として活用することが妥当だと判断しました。ただし、事業の実施に当たっては、次の事項について配慮するよう要望します。

１．東小学校のプール開放に当たっては、夏季休業期間中に限らず、他の市民プールに合わせて、開放するよう努めること。
２．幼児用のエリアの設置に当たっては、万全の安全対策を図るとともに、施設及び指導員の運用に関するマニュアルを作成するなど、細心の注意を払うこと。

令和３年度生涯学習審議会委員

会　長	土屋　　薫
副会長	若松　　文
委　員	秋山ちなみ
	天農　容子
	上野　信子
	遠藤　由樹
	大舘　昭彦
	中村ゆり子
	西岡　裕雄
	堀　　眞樹
	松本　好夫
	山田　義一